

苫小牧市内空き店舗活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市内及び中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用し、第3条に掲げる事業を実施する法人又は個人事業者に対し、店舗賃借料又は店舗移転改装費の一部を予算の範囲内で補助するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 旧苫小牧市中心市街地活性化基本計画に定められた区域をいう。
- (2) 空き店舗 店舗、倉庫、事務所等の営業用施設であつて、事業活動の用に供されていない期間が事業開始時点において、原則3か月以上経過したものをいう。
- (3) 集客に役立つ施設 展示場、休憩所等で特に活性化に寄与する施設をいう。
- (4) 大型店 大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡を超える店舗をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、苫小牧市内にあり、かつ、道路に面した空き店舗を賃借し、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等の業種（別表1で定めるものを除く。）を運営する店舗や、次に掲げる施設を新たに開設する事業とする。

- (1) 集客に役立つ施設
- (2) 起業者が活用する施設
- (3) その他市長が特に認める施設

2 次に掲げる事業は補助対象事業から除外するものとする。

- (1) 店舗を移転する事業（新たに商店街加入を伴う移転は除く）
- (2) 大型店の空きフロアを使用する事業
- (3) 第三者への転貸を目的として行われる事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める者は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した全ての市税を完納している者であること。
- (2) 1週間に昼間の営業が概ね5日以上できる者であること。
- (3) 店舗を構えた商店街の振興に寄与し、商店街振興組合等に参加しているもの。
- (4) 空き店舗所有者と2親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等に該当しないこと

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのないもの

（補助対象地域）

第5条

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地とその他の地域で補助金額と選択できる事業を分ける。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付を受けることができるのは、店舗賃借料又は店舗移転改装費のいずれか一方とし、補助の対象となる区分、経費、補助額及び補助の対象となる期間は別表2のとおりとする。

（補助金の交付申請及び申請期限）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、店舗賃借料の補助を申請する場合は、第5号から第7号までに掲げる書類を要しないものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 店舗賃貸借契約書の写し
- (3) 履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届出書、確定申告書等の補助対象者が現に事業を行っていることがわかる書類の写し
- (4) 補助対象者推薦書（様式第3号）
- (5) 店舗移転改装費収支予算書（様式第4号）
- (6) 店舗移転改装費に係る見積書
- (7) 店舗移転改装前の写真（外観を含む。）
- (8) その他市長が必要とする書類等

2 店舗賃借料の補助決定を受けた者のうち、前年度に引き続き補助金の交付申請を行おうとする場合については、速やかに補助金継続交付申請書（様式第5号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前年度にその必要書類を提出している場合で、その内容に変更がないときは、提出する申請書に添えることを要しないものとする。

3 交付申請期限については、店舗賃借料にあつては、事業開始後1年以内とし、店舗移転改装費にあつては、移転及び改装工事の着手前までとする。

4 補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付

の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該助成金等に関する消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(意見の聴取)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、必要に応じて、苫小牧市商店街振興組合連合会、関係商店会等の意見を求めるものとする。

(補助交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付の決定を行い、指令書により指令しなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業の遅延又は遂行困難などきの措置)

第11条 補助事業者は、事業予定期間内に事業に着手できず、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を求めなければならない。

(店舗賃借料の補助金の交付)

第12条 店舗賃借料の補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付月の10日までに次に掲げる書類を実施状況報告書(様式第6号)に添えて市長に提出し、検収を受けなければならない。

(1) 店舗賃借料の領収書又は支払を証明できる書類の写し

(2) その他市長が必要とする書類等

2 補助金を交付する月は原則4月、8月、12月とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は実施状況報告書の提出又は補助金の交付の時期を変更することができる。

4 市長は、第1項の検収後、速やかに補助金を交付するものとする。

5 補助事業者は、第9条の通知を受け取り、補助金交付を受けようとするときは、苫小牧市内空き店舗活用事業請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(店舗移転改装費の補助金の交付)

第13条 店舗移転改装費の補助金の交付を受けようとする補助事業者は、店舗の移転改装工事完了後、速やかに次に掲げる書類を実施状況報告書(様式第6号)に添えて、市長に提出し、検収を受けなければならない。

(1) 収支決算書(様式第8号)

- (2) 店舗移転改装費に係る領収書又は支払を証明できる書類の写し
 - (3) 店舗移転改装後の写真（外観を含む。）
 - (4) その他市長が特に認める書類等
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、実施状況報告書の提出時期を変更することができる。
- 3 市長は、第1項の検収後、速やかに補助金を交付するものとする。
- 4 補助事業者は、第9条の通知を受け取り、補助金交付を受けようとするときは、苫小牧市内空き店舗活用事業請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（検査）

第14条 市長は、必要に応じて事業の実施状況等について検査を行うことができる。

- 2 前項の検査を行う場合は、補助事業者を立ち合わせなければならない。
- 3 第1項の検査を行ったときは、検査調書（様式第9号）を作成し、検査の内容を記録するものとする。

（実績報告書の提出）

第15条 補助事業者は、補助の対象となる期間が終了した後、直ちに実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（営業継続報告書の提出）

第16条 補助事業者は、実績報告書の提出日より1年後に営業継続報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助指令の取消及び補助金の返還）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業施行の方法が不相当であるとき。
- (4) 不正の行為があったとき。
- (5) 第7条第4項ただし書きの規定による補助金等の交付の申請をした場合において、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定し、既に交付された補助金の額を減額する必要があるとき。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は苫小牧市空き店舗活用事業補助金及び苫小牧市商店街等空き店舗活用事業補助金の交付決定者実績を引き継ぐこととする。

附 則（令和4年4月1日改正）

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

○対象業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）及び遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種等公序良俗に反する業種を除き対象
--

○対象外業種詳細

業種分類	具体的な業種例
農業	果樹栽培、温室栽培、しいたけ栽培（菌底栽培は除く。）、牛馬育成、養鶏、養豚、養蜂、ミンク養殖、養蚕など
林業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負など（素材生産及び素材生産サービス業を除く。）
漁業	一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業 水産養殖業（こい養殖、うなぎ養殖、ます養殖、金魚養殖、どじょう養殖など）
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合など（特例風俗営業飲食業を含む。）
金融・保険業	商品券売買取業など（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など） ・娯楽業等（風俗関係営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場（射幸心をそそるもの）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪及び競馬の競走場、競輪及び競馬の競技団体、競輪及び競馬の予測業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内所（けい線屋）） ・旅館業（モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど） ・浴場業（特殊浴場のうち風俗関連営業（ソープランド、ファッションヘルスなど）） ・民営職業紹介業（芸妓周旋業（置屋、及び検番を除く。）） ・農業サービス業（育苗センター、装蹄業など） ・林業サービス業（狩猟業、植林請負業など） ・宗教等その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務（外国公務を除く。）など、集金業、取立業（公共料金又はこれを順ずるものに係るものを除く。）、学校法人など

別表2（第6条関係）

区分	補助の対象となる経費	補助額	補助の対象となる期間
店舗賃借料 （中心市街地）	空き店舗の借用に係る賃借料とし、保証金、礼金、敷金等の預託金、仲介手数料、水道光熱費、修繕費等の管理維持費、消費税、地方消費税を除く。	店舗賃借料の2分の1以内とし、月額50千円を上限とする。ただし、1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	12か月以内とする。ただし、事業開始後、1年以内に補助申請をしたものに限る。
店舗賃借料 （苫小牧市内）	空き店舗の借用に係る賃借料とし、保証金、礼金、敷金等の預託金、仲介手数料、水道光熱費、修繕費等の管理維持費、消費税、地方消費税を除く。	店舗賃借料の2分の1以内とし、月額35千円を上限とする。ただし、1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	12か月以内とする。ただし、事業開始後、1年以内に補助申請をしたものに限る。
店舗移転改装費 （中心市街地）	空き店舗への移転に係る経費のうち引越業者への委託料、トラック等借上げ料、雑役務費、出店に係る改装費のうち内装工事、外装工事、給排水設備工事、暖房設備工事、サイン工事、電気工事及び市長が適当と認めた工事に要する経費をいう。ただし、謝金、飲食費、備品購入費、消費税、地方消費税は除く。	店舗移転改装費の2分の1以内とし、600千円を上限とする。ただし、1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	第8条に規定する補助金の交付の決定の日の属する年度1回限りの交付とする。